

# 第3章

## 計画の推進

- 1 推進体制の充実
- 2 計画の進行管理と評価
- 3 市民、企業、関係機関などとの連携

## 1. 推進体制の充実

### (1) 庁内推進体制

計画の推進に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっているため、その推進にあたっては全庁的に取り組みます。

- ①府内推進組織としての「舞鶴市男女共同参画計画府内推進会議」の充実・強化に努めます。
- ②男女共同参画の視点に立った施策を推進するため、職員研修を充実します。

### (2) 舞鶴市男女共同参画推進条例

本市における男女共同参画に関する基本的な考え方や、市民、事業者、教育者、市それぞれの役割を明らかにすることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

### (3) 舞鶴市DV対策基本計画

DVの未然防止や被害者の発見から保護・自立まで切れ目のない支援に総合的かつ一貫的に取り組みます。

### (4) 舞鶴市男女共同参画審議会

男女共同参画の推進にかかる事項を調査・審議し、施策に反映します。

### (5) 拠点施設(男女共同参画センター)の充実

男女共同参画社会を実現するための拠点施設として、施設の役割である①学習・啓発②相談③交流・活動支援④情報の収集・提供・発信を柱にし、多くの人が集い交流が生まれる環境づくりや施策を展開し、機能の強化に努めます。

## 2. 計画の進行管理と評価

計画を実効性の高いものとして総合的に推進していくため、各施策について具体的な実施計画を策定し、各担当課から年次評価の報告を求め、目標値を設定した項目についてはその達成割合で推進状況を判断します。

府内推進会議において進行管理を行うとともに、「舞鶴市男女共同参画審議会」において、計画の推進状況に対する評価を行います。

併せて、必要に応じ市民意識調査を実施します。

## 3. 市民、企業、関係機関などとの連携

市民や企業、NPO法人など関係機関とのパートナーシップを深めるとともに、国や府、他の市町村との連携を図り計画を効果的に推進します。

# 資 料

# 舞鶴市男女共同参画推進条例

(平成26年6月30日舞鶴市条例第18号)

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 基本的施策(第8条—第13条)
- 第3章 被害者支援等(第14条—第16条)
- 第4章 舞鶴市男女共同参画審議会(第17条)
- 第5章 雜則(第18条)
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の基本的施策を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1)男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

#### (2)積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (3)市民

市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。

#### (4)事業者

市内において、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

#### (5)教育に携わる者

市内において、学校教育、社会教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育又は指導を行う者をいう。

#### (6)セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他の生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。

#### (7)ドメスティック・バイオレンス

配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又は親密な関係にあった男女の間での、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

#### (8)ワーク・ライフ・バランス

一人一人が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭や地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し、実現できることをいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1)男女が、個人としての尊厳を重んぜられ、性別による差別の取扱いを受けることなく、個性及び能力を家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において発揮できる機会が均等に確保されること。

(2)社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等によって、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3)男女が、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。

(4)男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び職業生活、地域生活等における活動に対等に参画

でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。

(5)男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関する事項について双方の意思が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が保障されること。

(6)セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害する暴力的行為は、犯罪又は人権侵害であるとの認識の下、その根絶を目指すこと。

(7)男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な協調の下に行われること。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び京都府その他の地方公共団体と連携を図り、市民、事業者及び教育に携わる者（以下「市民等」という。）と協働して取り組まなければならない。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念にのっとり、男女共同参画の視点をもった教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 基本的施策

#### (男女共同参画計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を定めるときは、第17条第1項の舞鶴市男女共同参画審議会に諮問するとともに、広く市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合について準用する。

#### (推進体制の整備等)

第9条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

#### (積極的改善措置)

第10条 市は、市民等による積極的改善措置に係る取組が適正に促進されるよう情報の提供、相談、助言その他必要な支援を行うものとする。

2 市は、附属機関その他これに準ずるものにおける男女の委員の数の均衡を図るなど、自ら積極的改善措置に取り組むものとする。

## (雇用における男女共同参画の推進)

第11条 市は、事業者に対し、雇用における男女共同参画の推進を支援するため、学習の機会及び情報の提供、相談、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (家庭生活に関する支援)

第12条 市は、家族を構成する男女が互いの協力の下、家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職業生活、地域生活等における活動を両立することができるよう、保育・介護サービス等の充実、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (市民等の活動に対する支援)

第13条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 被害者支援等

## (性別による人権侵害の禁止)

第14条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の行為により、男女の人権を侵害してはならない。

## (被害者支援)

第15条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の被害を受けた者に対し、安全と安心を最優先して関係機関との連携を図り、必要な支援を行うものとする。

## (苦情等の申出)

第16条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情又は意見（以下「苦情等」という。）がある場合は、市長にその旨を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による苦情等の申出を受けたときは、必要に応じて次条第1項の舞鶴市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるものとする。

### 第4章 舞鶴市男女共同参画審議会

第17条 男女共同参画を推進するため、舞鶴市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、第8条第2項及び前条第2項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について、調査し、及び審議するとともに、その結果を答申する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 関係団体の構成員

(4) 市民

(5) その他市長が適当と認める者

7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることがある。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第5章 雜則

## (委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

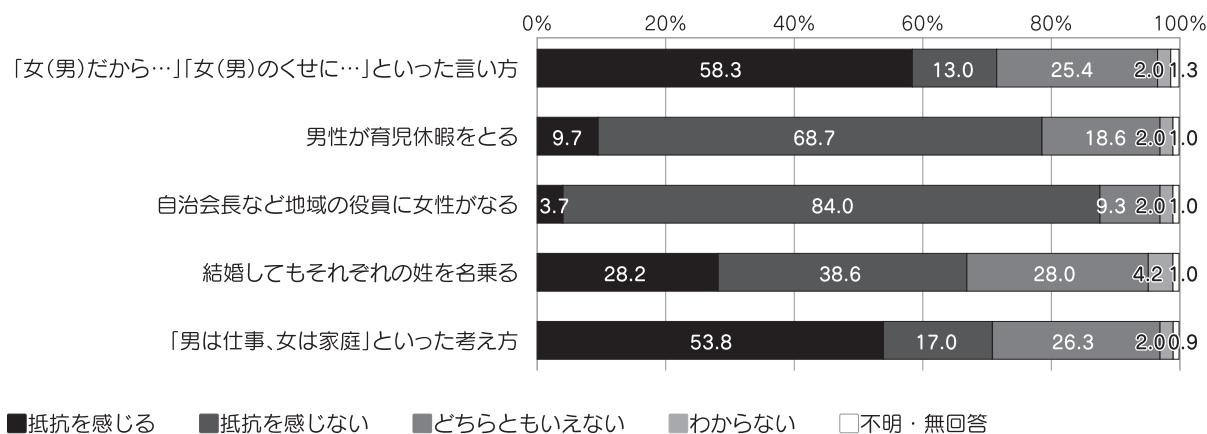
## 舞鶴市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略)

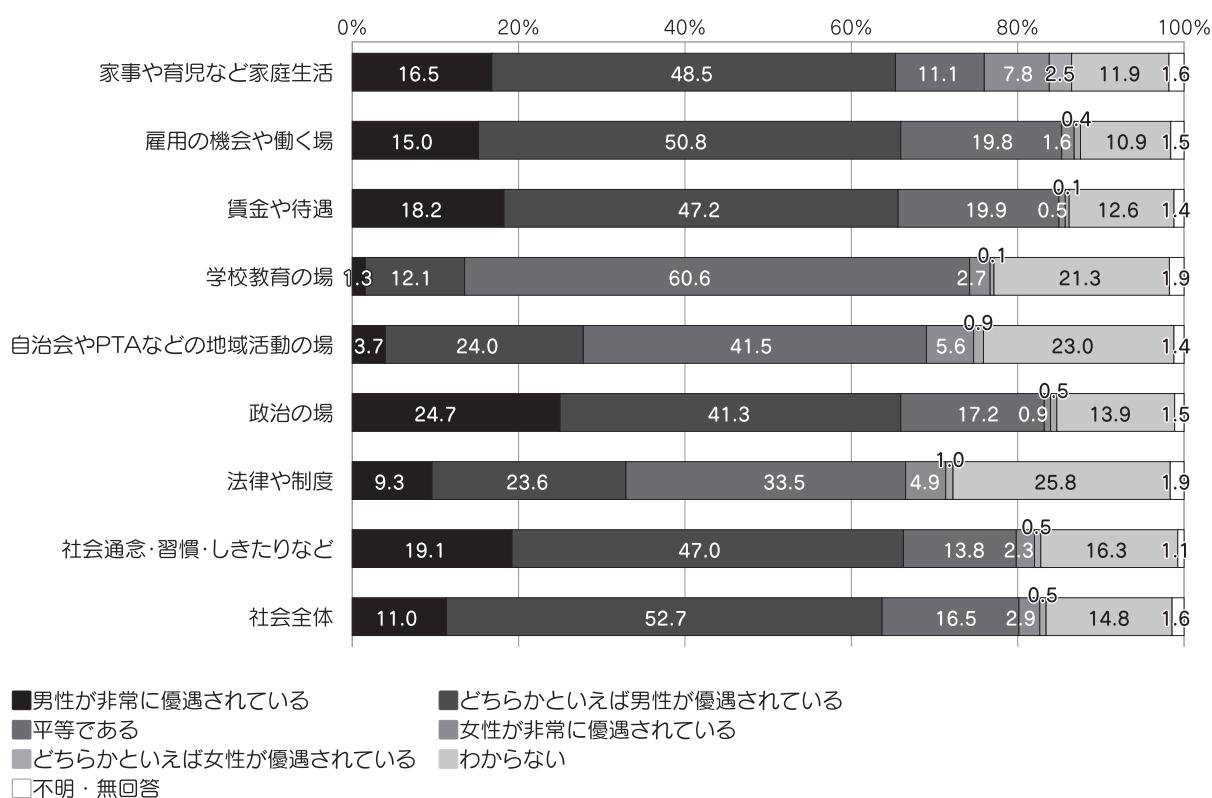
会長、委員など	名 前	備 考
会 長	横 山 美 夏	京都大学大学院教授
副会長	佐古田 政 彰	株式会社佐古田電機
委 員	池 内 紀代子	舞鶴子ども育成支援協会
委 員	石 丸 真 那	公 募
委 員	井 上 啓	舞鶴市小学校長会
委 員	岡 本 淑 恵	特定非営利活動法人 まいづるネットワークの会
委 員	桐 村 恭 典	日本通運株式会社
委 員	永 野 由 佳	公 募
委 員	中 山 雄 一	京都府中丹広域振興局
委 員	松 尾 眞 弘	舞鶴人権擁護委員協議会

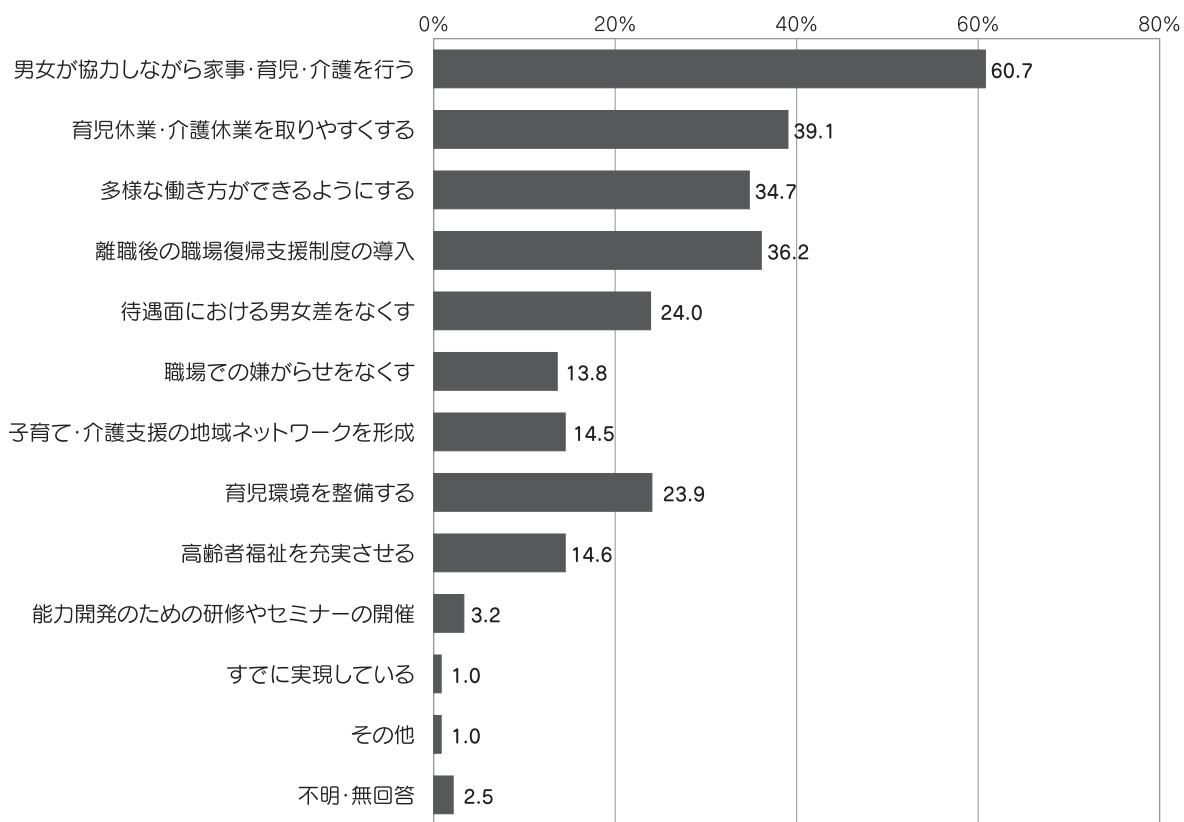
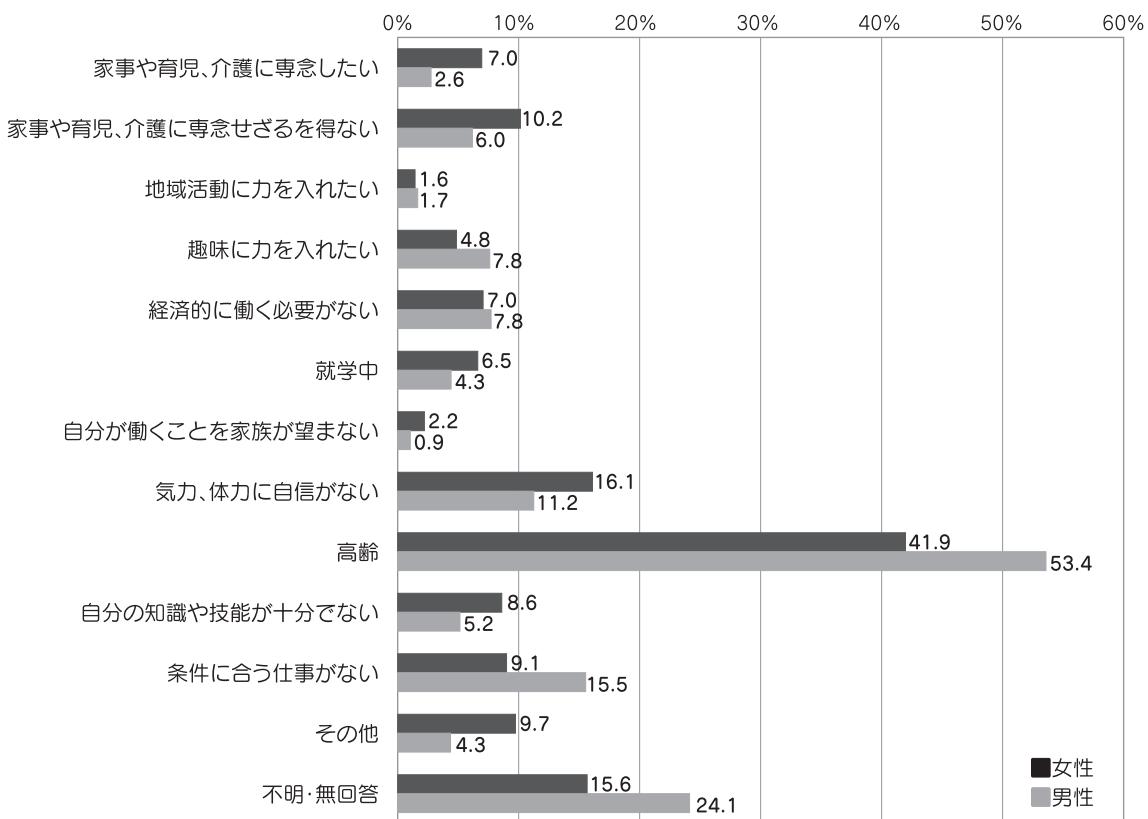
# 「舞鶴市男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査」データ

図表1 男女共同参画に関する意識

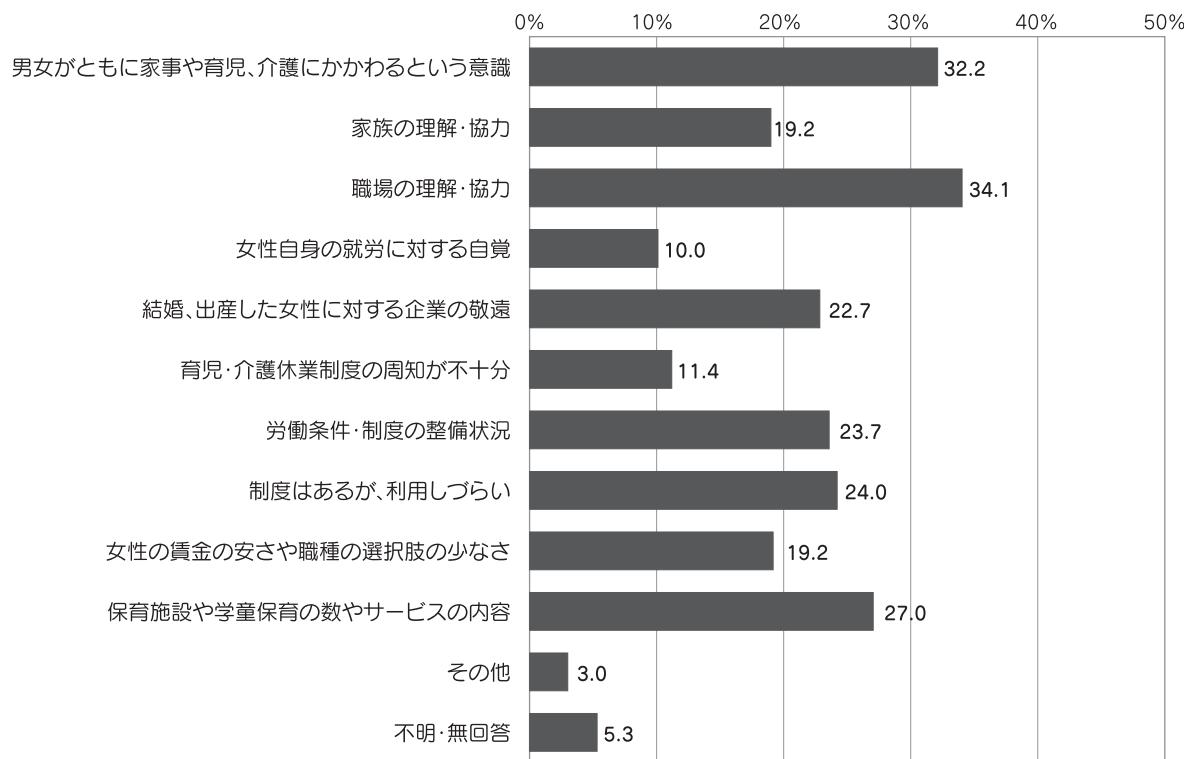


図表2 男女の平等に関する意識

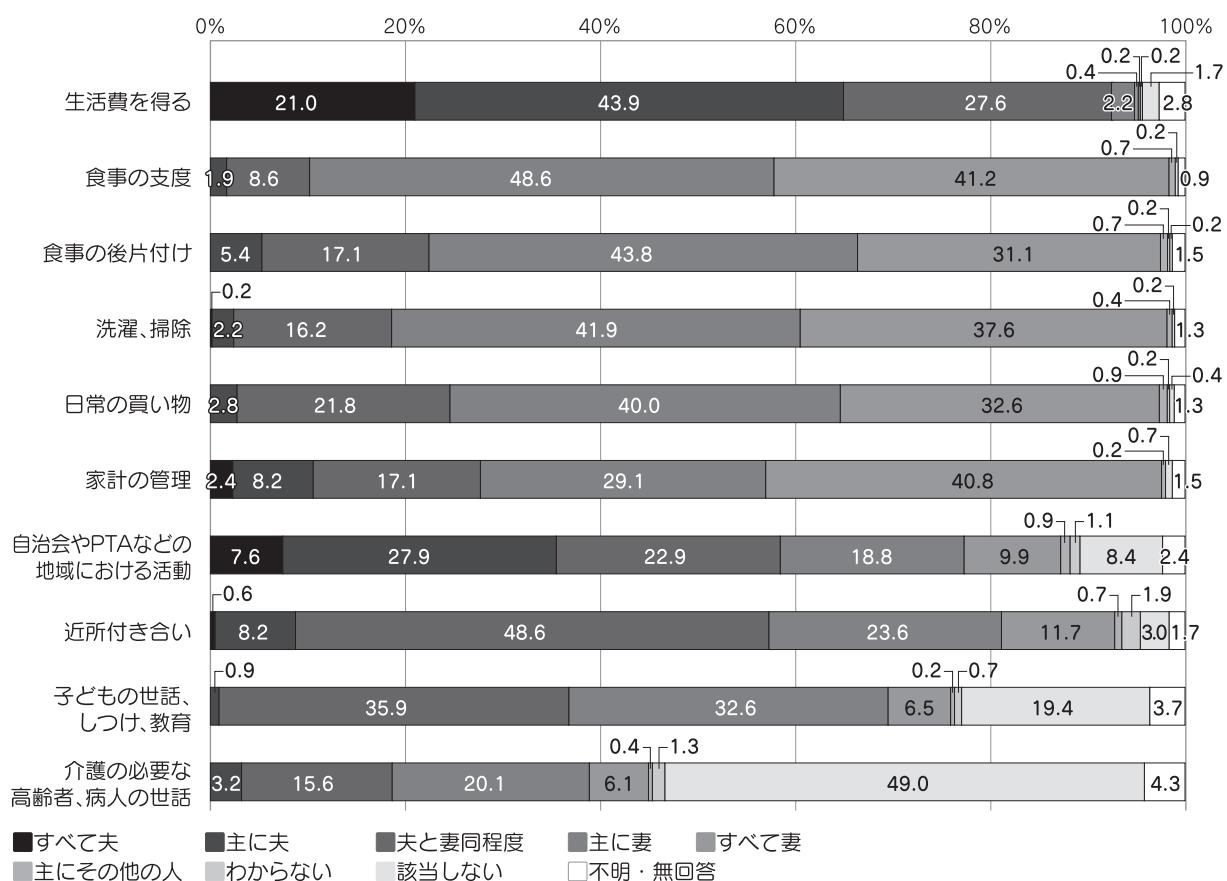


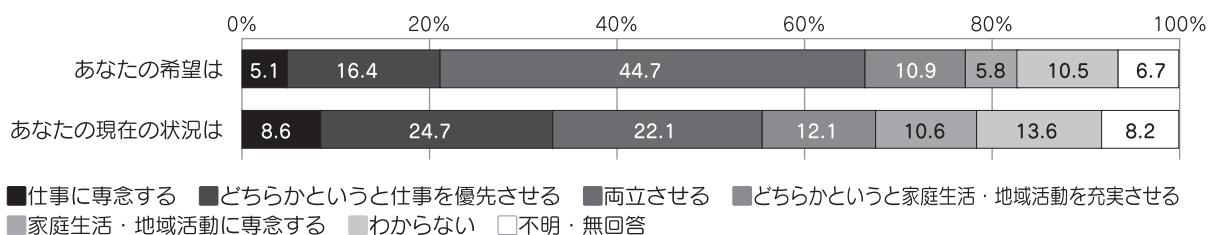
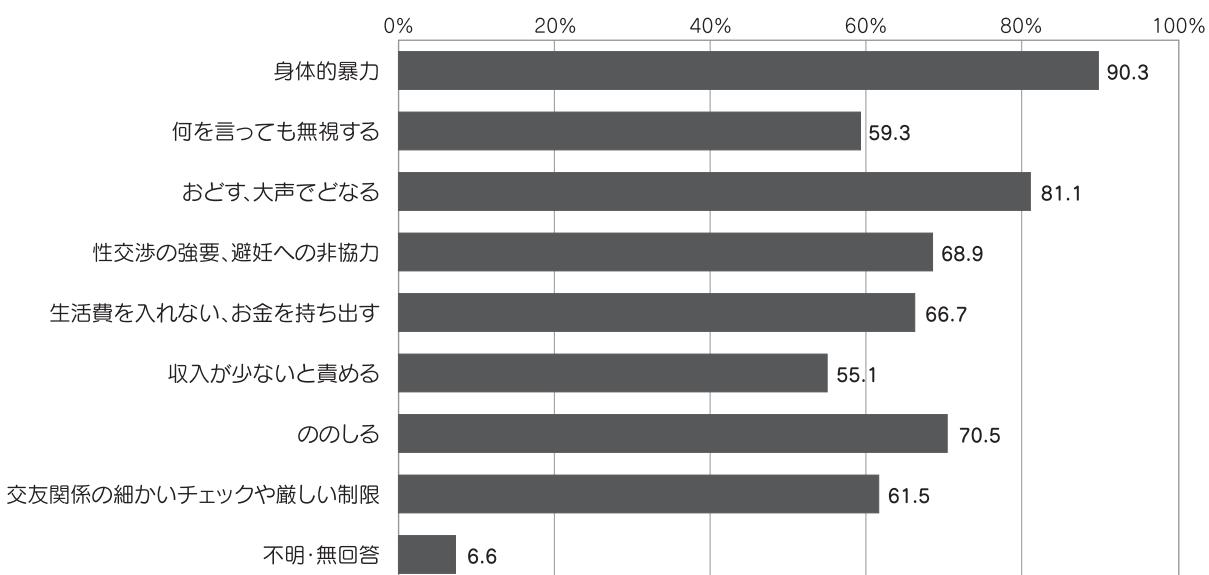
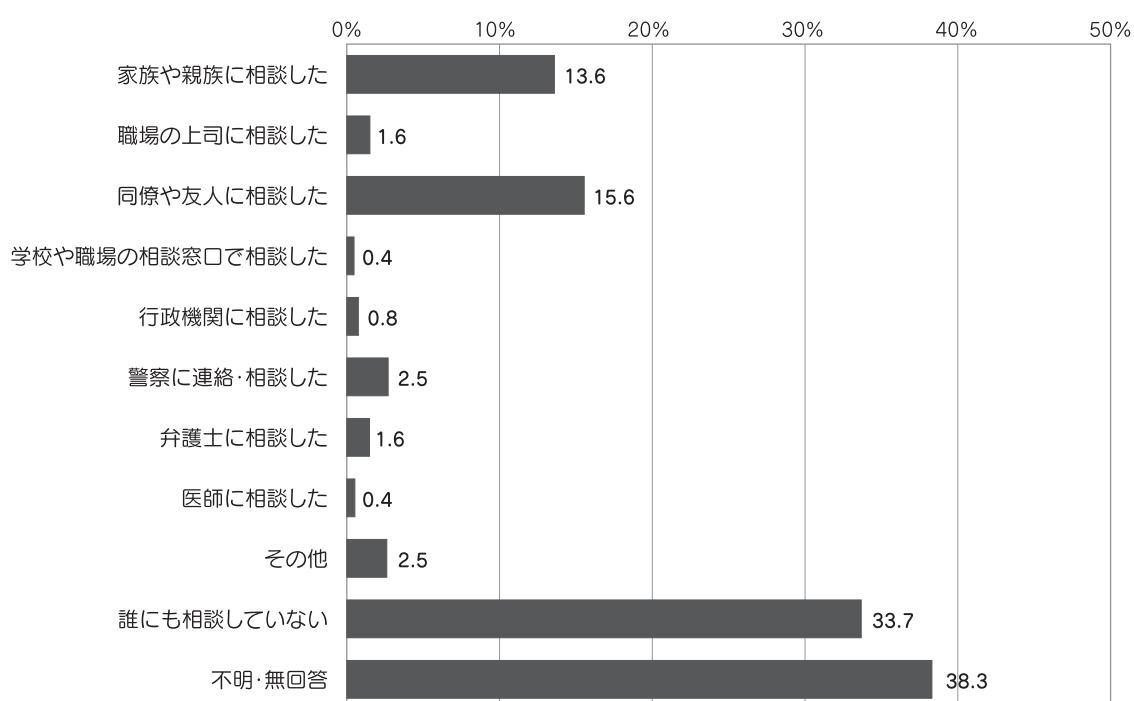
**図表3 男女がともに働きやすい環境をつくるために必要なこと****図表4 収入を得る仕事に就いていない理由**

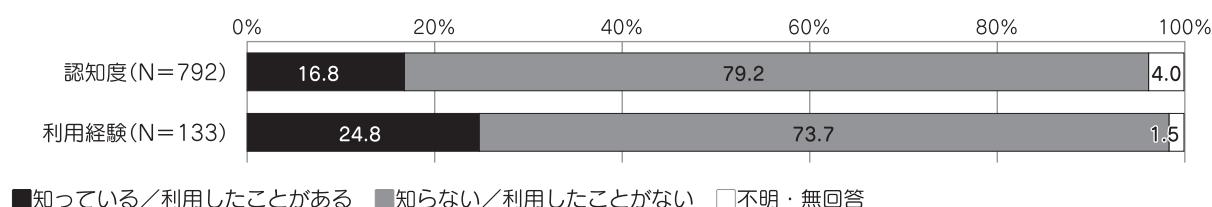
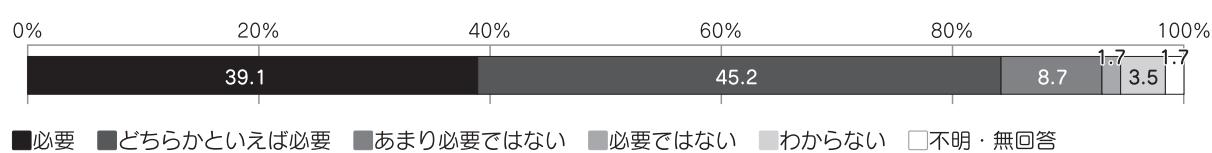
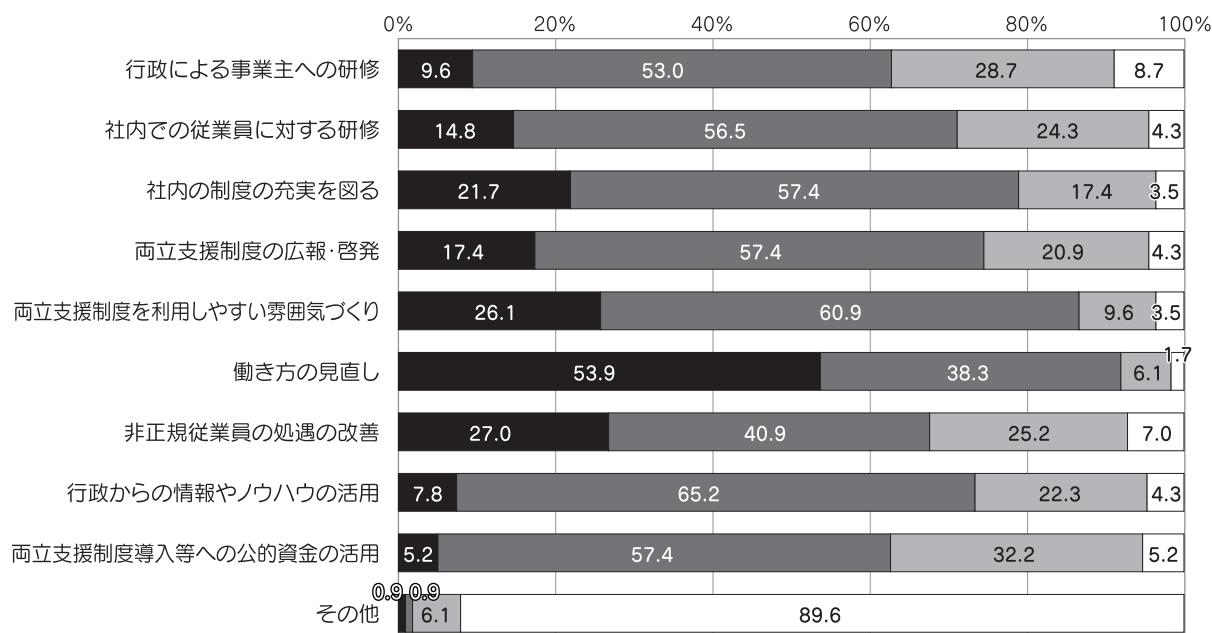
**図表5 女性が働き続けたり再就職したりする上で支障となっていること**



**図表6 家庭生活・地域活動における役割分担**



**図表7 仕事と家庭生活・地域活動のバランスにおける希望と現状****図表8 DVであると認識されているもの****図表9 DVを受けた際の相談先**

**図表 10 フレアス舞鶴の認知度・利用経験****図表 11 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの向上のための取組の必要性****図表 12 事業所におけるワーク・ライフ・バランス向上のための取組の状況**

## 用語の説明

か行	<b>固定的性別役割分担意識</b>	男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要業務、女性は補助的業務」など、男性、女性という性別による役割を固定化する考え方や意識のことをいいます。
さ行	<b>事業主行動計画</b>	<p>●一般事業主行動計画</p> <p>一般事業主(国及び地方公共団体以外の事業主)が、女性活躍推進法の取組を実施するに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)取組の内容及びその実施時期を定めた計画のこととします。</p> <p>計画策定は、常時雇用する労働者が301人以上の企業に義務づけられていますが、令和4年4月1日からは、101人以上300人以下の企業にも策定・届出と情報公表が義務化されます。</p> <p>●特定事業主行動計画</p> <p>特定事業主(国及び地方公共団体の機関の長又は職員で政令で定めるもの)が、女性活躍推進法の取組を実施するに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)取組の内容及びその実施時期を定めた計画のこととします。</p>
	<b>ジェンダー</b>	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のこと。</p> <p>人間には生まれついての生物学的性別(セックス／sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)といいます。</p> <p>「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。</p>
	<b>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)</b>	<p>働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、迅速かつ重点的に推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力のある社会を実現することを目的とする法律です。</p> <p>男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、基本原則を定め、国、地方公共団体、事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主行動計画の策定、支援措置などについて定められています。</p>
	<b>性差医療</b>	男女どちらかにかたよってみられる病気や、男女間で病状や発症時期に差があるものなどについて研究をすすめ、その結果を診断、治療、予防につなげることを目的にした医療のこととします。(女性専用外来・男性更年期外来など)

た行	多様な性	<p>自分の性をどのように認識しているか(自認性)、どの性別の人を好きになるか(性的指向)、どのような振る舞いや服装をしたいか(性別表現)など、性に関わる様々なことは、複雑かつ多様になってきています。</p> <p>近年、様々なメディアを通じて、LGBTということばが広く認知されるようになってきましたが、これは以下の頭文字をとった総称です。</p> <p>L:レズビアン(女性同性愛者) G:ゲイ(男性同性愛者) B:バイセクシュアル(両性愛者) T:トランスジェンダー(出生時に割り当てられた性別に違和感を持ち、別の性別で生きている／生きたいと望む人)</p>
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念、国、地方公共団体・国民の責務を明らかにするとともに、その促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律です。
は行	配偶者等からの暴力(DV)	DV(ドメスティック・バイオレンス)を日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には、「夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった男女間で起こる暴力」のことといいます。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力があります。
ら行	リプロダクティブヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	<p>女性の人権の重要な一つとして認識されている概念のこと</p> <p>をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●リプロダクティブ・ヘルス(健康)</li> <li>妊娠・出産において身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることとされています。</li> <li>●リプロダクティブ・ライツ(権利)</li> <li>全てのカップルと個人が自分の子どもの数、出産間隔などを責任を持って自由に決定できる権利とされています。</li> </ul>
わ行	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

**舞鶴市男女共同参画計画「第3次まいプラン(改定版)」**  
**女(ひと)と男(ひと) それぞれが 輝けるまちへ**

発 行 令和4年(2022年)3月  
舞鶴市  
編 集 舞鶴市 市民文化環境部 人権啓発・地域づくり室  
人権啓発推進課  
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地  
TEL 0773-66-1022  
FAX 0773-62-9891